

須崎市告示第59号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に須崎市が発注する物品の購入（製造を含む。）又はサービス（清掃、警備及び設備保守管理を除く。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等について次のように定める。

令和4年12月22日

須崎市長 楠 瀬 耕 作

第1 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等

一般競争入札又は指名競争入札に参加することができる者は、市長が特に認める場合を除き、令和4年11月1日（以下「審査基準日」という。）において、次に掲げる事項のいずれにも該当しない者で、競争入札参加資格審査申請書（高知県の様式。以下「申請書」という。）を市長に提出し、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当せず、一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

ただし、資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」という。）と他の有資格者若しくは資格者名簿に登載されていない者（以下「無資格者」という。）が合併した場合、有資格者である個人が法人組織に変更した場合又は有資格者若しくは無資格者が他の有資格者から営業の譲渡（相続を含む。）を受けた場合（以下「合併等の場合」という。）は、その翌日を審査基準日とみなし、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者名簿に登載するものとする。

- (1) 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (3) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (4) 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者
- (5) 審査基準日の前日（令和4年10月31日）までに納期限の到来した国税、都道府県税、市町村税を滞納している者及び代表者が須崎市における水道料金、下水道負担金及び使用料、保育料、住宅使用料、住宅新築資金等を滞納している者。ただし、申請書の提出時まで完納した場合は、この限りでない。
- (6) 須崎市内に主たる営業所又は支店若しくは営業所を有する事業者について、須崎市において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者で個人住民税を特別徴収するための手続を資格審査を申請する日（以下「申請日」という。）までにしていない者、須崎市において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあつて

【別紙③ 物品の購入等（製造を含む）】

は個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者、須崎市において新たに事業を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するか否かの判断がされていない者にあつては個人住民税の特別徴収義務者に該当することとなったとき（個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときを含む。）に個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者

（７）須崎市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成２４年須崎市規則第１７号）第２条第２項第５号に規定する排除措置対象者

第２ 申請書の提出時期及び方法等

１ 一般競争入札又は指名競争入札に参加を希望する者は、申請書を市長が特別な理由があると認めた場合又は合併等の場合を除き、令和５年１月１０日から令和５年２月１０日までの間（以下「受付期間」という。）に市長に提出しなければならない。

なお、申請は須崎市入札参加資格申請WEBサイト（本番申請用サイト）での電子申請とする。

２ 申請書を提出する者（以下「申請者」という。）は、特別な理由がある場合を除き、当該申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）営業概要書

（２）登記事項証明書（個人にあつては、営業証明書又は営業確認書）（登記事項証明書及び営業証明書については写し可）（いずれの場合でも、申請日から３ヶ月以内に作成されたもの）

（３）身分証明書（個人の場合のみ。本籍がある市町村長が証明したもの。写し可。原本で申請日から３ヶ月以内に発行されたもの）

（４）印鑑証明書（写し可。申請日から３ヶ月以内に発行されたもの）

（５）審査基準日の前日（令和４年１０月３１日）までに納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税（法人の代表者で須崎市の課税がある場合は、その代表者にかかる市税を含む）の納税証明書（滞納がないことが分かる証明書）（写し可）

（６）個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（対象者のみ）

（７）暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

（８）財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては貸借対照表及び損益計算書で、審査基準日の直前１事業年度分のもの）

（９）営業許可証又は認可証の写し（医療機器、医薬材料、運送、廃棄物処理等で、国又は地方公共団体の許認可が必要な業種の場合のみ）

（１０）委任状（営業所等に委任事項がある場合のみ）

（１１）その他市長が必要と認めた書類

第３ 資格者名簿への追加登載

【別紙③ 物品の購入等（製造を含む）】

資格者名簿への追加登載（以下「追加登載」という。）は、令和5年5月1日から随時行うものとする。ただし、追加登載の日は、市長が特に認める場合を除き、申請日の属する月の翌々月の初日とする。

また、追加登載において審査基準日に相当する日は、申請日の属する月の前月の初日とする。

第4 資格の取消し

市長は、有資格者が次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

- 1 審査基準日以後に第1の（1）から（4）まで及び（7）のいずれかに該当する者となったとき。
- 2 申請書及びその添付書類中の重要な事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- 3 入札参加資格を辞退したとき。

第5 申請書の変更届

申請書を提出した後、次に掲げる事項についての変更があったときは、変更届（任意様式）を直ちに市長に提出しなければならない。

- （1）営業所の名称及び所在地
- （2）商号又は名称
- （3）法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
- （4）（1）から（3）までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項